



木材調達方針

2021年7月策定

2022年2月改定

三井物産は、取り扱う木材には違法伐採や農園開発等による森林減少、それに伴う生物多様性の喪失など環境面への影響と、労働者の権利や地域住民への人権侵害など社会面の問題など様々なリスクが内在することを認識しています。

このため、持続可能なサプライチェーン取組方針の下、木材の調達において森林破壊ゼロ、労働者、先住民、及び地域住民からの搾取ゼロを目指し、木材調達方針を定めます。

対象範囲：

三井物産及び連結子会社（以下「三井物産グループ」）

対象商品：

三井物産グループが取り扱う木材・木材製品(含むチップなどの紙製品原料)（以下「木材」）

行動指針：

私たちは、自然資本の重要性を認識しています。このため、環境関連認証の取得を目指し、気候変動や生物多様性にも配慮した社会の発展に不可欠な資源、素材、食料、製品等の持続可能な安定供給と持続可能な調達に取り組んでいます。

私たちは、以下に掲げる項目の実践に努めるとともに、サプライヤーをはじめとする取引先にもその理解と実践を求め、協働して持続可能なサプライチェーンの構築を目指します。

- 輸出先を含め、事業活動を行う国や地域の法令遵守、国際的なルール・慣行に配慮した公正な取引及び腐敗防止を徹底する。
- 取引開始にあたっては、深刻な環境・人権問題に関わるサプライヤーからの調達でないことを確認する。
- 合法性が確保された木材であることを確認する。
- 取り扱い木材の原産地のトレーサビリティ確保に努める。
- 国際的に信頼のある森林認証を取得した商品の取り扱い拡大に努める。
- 保護価値の高い森林(HCV)、炭素貯蔵量の多い森林(HCS)および泥炭湿地林の開発に加担しないよう努める。（天然林択伐など例外あり。）

- 取引先に対して、原産地の生態系や水資源の保全、化学物質の管理など、環境影響に配慮していることを確認する。
- 取引先に対して、強制労働・児童労働の禁止、及び労働者の差別・ハラスメント・非人道的扱いの禁止、労使関係における労働者の結社の自由及び団体交渉権を尊重し、労働者の労働時間と賃金、労働安全衛生の確保を要請する。
- 取引先に対して、地域社会との関係や、地域住民の慣習的な権利に十分な配慮がされているか確認する。
- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）」「自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior, and informed consent : FPIC）の原則」等の国際基準に則り、先住民の人権や文化に対する配慮に努める。
- サプライヤーに対して、地元住民、NGO、専門家、及び第三者機関など様々なステークホルダーとの対話を促す。

情報開示：

本方針につき目標を設定し、その進捗につき、適時・適切な情報開示を行います。